

令和２年７月豪雨災害からの復旧・復興に関する意見書

令和２年７月豪雨による河川の氾濫や土砂災害等により、現時点で判明しているだけでも、住家について、床上浸水や一部損壊など２００棟以上が被害を受けている。また、道路、河川等のインフラ施設で２００件以上、農地・農林業施設で７７件、市営住宅で約１２０戸のほか、公園施設、公立学校施設等に多くの被害が発生した。

今回の災害は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む市民にとって、大きな不安を与え、熊本地震で被災した庁舎の建替などの事業を進めている本市においては、重い財政負担を課すものとなった。

こうした状況の中、国におかれては、被災地域の日も早い復旧・復興が実現できるように、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

１ 激甚災害（本激）の早期指定と全面的な財政支援

令和２年７月豪雨について、「激甚災害（本激）」として早期に指定するとともに、新型コロナ禍で経済状況が著しく落ち込んでいる被災地域の日も早い復旧のため、予備費の活用や早期の補正予算編成による国費の財源の確保と特別交付税の重点配分等、特別な財政措置を講じること。

２ 被災者救護と生活再建に向けた支援

今回の豪雨災害では民家への土砂の流入による被害が多く、高齢者世帯ではその復旧もままならないため、災害救助法による障害物の除去や被災者生活再建支援制度の支給額の増額、対象の拡充を行うこと。

また、災害廃棄物等の早期処理のため補助率の嵩上げなど特別の財政措置を講じること。

３ 生活インフラの早期復旧に向けた強力な支援

道路、河川及び公共下水道施設などの公共土木施設の災害復旧事業の早期実施について、特段の措置を講じるとともに、土砂が堆積した河川の浚渫、急傾斜地崩壊対策事業などの防災事業についても格段の財政措置を講じること。

４ 農林水産業の早期復旧に向けた支援

農地・農業用施設、林道の災害復旧事業、治山事業の補助率の嵩上げ、十分な予算の確保、地方負担額に係る地方財政措置を講じるとともに、改良復旧などが適切に進むよう制度の充実及び十分な予算確保を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する「経営継続補助金」等について

は農林漁業者が被災していることから、受付などに柔軟な対応を行うこと。

5 海域漂流物の早期回収に向けた支援

漁業の操業等に重大な支障をきたしている流木等の海域漂流物について、早期かつ確実な回収・処分に向け、十分な予算を確保すること。

6 鉄道の早期復旧に向けた支援

甚大な被害を受けた肥薩おれんじ鉄道について、早期の全線復旧が実現するよう特別な財政措置を講じること。

また、鉄道不通区間の通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会